

令和5年度小中学生家庭でのフッ化物洗口事業

フッ化物洗口で効果的にむし歯予防

伯耆町では、町内の小中学生が、むし歯予防効果のあるフッ化物洗口を希望に応じて家庭でできるように、「家庭でのフッ化物洗口事業」を実施しています。

事業の内容・申し込みについて

対象者

令和5年度 伯耆町内の小中学生

実施方法

- ①健康対策課に申込みをする。
- ②健康対策課から送付された「ミラノール引換券」を薬局に持参し、フッ化物洗口剤と交換する。(1か月分をその都度交換することになります。)
- ③フッ化物洗口液で毎日寝る前にぶくぶくうがいをする。

申込先

本庁舎 健康対策課窓口(電話での申込みも受付けます。)

申込期限

期限は特に設けませんが、「ミラノール引換券」は、申請があった翌月分から発行させていただきますのでご了承ください。

フッ化物洗口剤
(ミラノール)も
溶解用ボトルも
無料です!



令和4年度は
121名の申込みが
ありました。

フッ化物洗口によるむし歯予防の効果

- ①歯の表面が、フッ化物の作用で酸に対して溶けにくい結晶構造になり丈夫になる。
- ②むし歯になりかかったエナメル質に作用し、歯の表面を修復する。(再石灰化)
- ③細菌によって酸が作られたり、歯垢が作られたりするのを抑制する。

*なるべく4歳ごろから10年間実施することをおすすめします。

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL 0859-68-5536

◆令和5年3月末までに接種してください

期限内に接種すると接種費用の助成があり、自己負担金3,000円で接種できます。

※期限を過ぎた場合の接種費用は、全額自己負担(約8,000円)になりますのでご注意ください。

令和4年度対象者

- ①令和4年度中に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
- ②60~64歳の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方

※今までに一度でも肺炎球菌ワクチンを接種されたことのある方は、受診券での接種は対象外です。

受診券・予診票をなくされた方、その他ご不明点は健康対策課までお問い合わせください。



肺炎球菌は、日本人が日常でかかる肺炎の一番多い原因菌といわれています。予防接種をすることで肺炎球菌による肺炎を予防し重症化を防ぐことができますので、積極的な接種をお願いします。

対象者には令和4年3月に受診券を送付しています。

高齢者肺炎球菌予防接種

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL 0859-68-5536